

Voters

No.26

2015年6月22日発行

特集

「教育の政治的中立性」を考える

- 政治的教養と政治的中立（磯田 文雄） 4
- 主権者教育と政治的中立性（川上 和久） 6
- 授業における政治的中立のための教育的配慮（山根 栄次） 8
- 模擬選挙における政治的中立性（杉浦 正和） 10
- ドイツの政治教育における中立性の考え方（近藤 孝弘） 12
- 教育委員会改革と政治的中立性（村上 祐介） 14

巻頭言

投票年齢18歳で投票率低下は止まらない？
（田中 愛治） 2

コーナー

名言の舞台 3

コーナー

情報フラッシュ 16

コーナー

海外の選挙事情「イギリス総選挙」 19

連載

アクティブラーニングで
教育が変わる！（第1回） 20

連載

小中高一貫有権者教育プログラムの
開発研究（最終回） 22

レポート

「投票をカッコよくする100のアイデア」
共創ワークショップ 24



公益財団法人 明るい選挙推進協会

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



投票年齢18歳で投票率低下は止まらない？

早稲田大学政治経済学術院教授 田中 愛治



▶ 日本における投票率の急速な低下

日本の選挙における投票率は低下する一方である。例えば、衆議院選挙においては、2012年12月の第46回衆議院議員総選挙で59.32%となり、2年後の2014年12月の第47回衆議院選では53.66%と、2回連続して最低投票率の記録を更新してしまった。また、今年4月の統一地方選においても投票率は史上最低であったという（知事選で47.14%、道府県議選で45.05%、市長選で50.53%と、それぞれ戦後最低）。

この投票率低下の原因の究明は、『Voters』20号の特集での優れた政治学者の議論に任せるとして、私は近年の低投票率と年齢の関係について一言述べておきたい。近年の国政選挙および地方選挙において投票率が低下しているのは、若い世代の投票率が極めて低いためであろう。総務省が2015年2月に公表した「第47回衆議院議員総選挙における年齢別投票状況」の報告においても、「有権者を年齢5歳ごとに区分した年齢階層別に投票率をみると、20～24歳が29.72%で最も低く、70～74歳が72.16%で最も高くなっている」と報告されている。

▶ 投票年齢18歳への引き下げの効果は？

日本の若者の低投票率が近年の選挙における低投票率の原因の1つだとすると、投票年齢の18歳への引き下げはどのような意味を持つのであろうか。投票年齢を18歳にすることは、現在国会で審議されており、来年（2016年）7月の参議院議員通常選挙から施行されるであろうと言われている。おそらく、投票年齢引き下げの法改正の趣旨は、少子高齢化により若者の声が政治に反映しにくくなっている現状を少しでも改善しようと、投票年齢を多くの先進国と同様に18歳に引き下げようというものである。

しかし、なぜ日本の若者が政治に無関心を示し、投票しないのかを検討せずに、単純に投票年齢の引き下げだけでは、その効果はごく限られたものになると考えられる。その理由は、投票年齢の18

歳への引き下げは、最も投票率の低くなると予想される18～20歳の年齢層に投票権を与えることになるので、投票参加を促す効果は現状のままではほとんど期待できないからである。

▶ 子ども・若者へ政治の本当の意味の教育を！

投票年齢を引き下げる前に日本がすべきことは、義務教育や高校教育における政治や選挙に関する教育をもっと積極的に行うことであろう。第2次世界大戦後の日本の小中高における社会科教育では、「現実政治に関する教育は必然的に党派的な色彩を帯びるので、現実政治に関する教育はなるべく避けて、政治的に中立な法制度の教育に注力すべきだ」と考えられてきたのではないだろうか。その結果、多くの日本の若者は、自分たちの生活に直接関係している子どもの保育園における待機児童解消の方策や地方自治体における市民の税金額とその使い方を決めることも政治の仕事であることを認識せずに、メディアの報道により「政治というものが政治家の駆け引きの場」としか見なさなくなってしまい、選挙から足が遠のいてしまっているのではないだろうか。

今の日本に重要なことは、「投票に行こう」という呼びかけを選挙前に行うだけでなく、日本の子どもたちが若い時から、自分たちの生活の重要な部分が政治という意味決定の場で決まっていくという実感を持てるように教育することではないだろうか。それは模擬投票も含むし、様々な地道に政治活動を行っている地方自治のあり方を身近に学ぶアクティブラーニングも効果があろう。

市民・国民の代表が意思決定を行う民主主義の政治が、市民・国民1人ひとりの生活にどのような影響があるのかを日本の子どもたちに教育することが、喫緊の課題ではないだろうか。

たなか あいじ 1951年生まれ。青山学院大学教授等を経て、1998年より早稲田大学政治経済学部教授、2010～14年同大学理事。現在、世界政治学会（IPSA）会長。著書に『2009年、なぜ政権交代だったのか』（共著、勁草書房、2009年）等。

「教育の政治的中立性」を考える

政治的教養と政治的中立

名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院教授・学院長 磯田 文雄



今、なぜ政治的教養と政治的中立なのか

平成27年3月5日、自民、公明、民主、維新など与野党6党は、今回の通常国会に選挙権年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げる公職選挙法改正案を衆議院に提出した。昨年11月の臨時国会に与野党が同様の改正法案を提出したものの、衆議院解散で同改正案が廃案となったため、再提出したものである。改正法案が今国会で成立すれば、来年夏の参議院選挙から適用され、18歳、19歳の約240万人が新有権者となる。

「今でさえ20代前半の投票率が低いのに、18、19歳に選挙権を与えてどうするのか」という声もあり、若者世代の政治や選挙への関心をいかに高めていくかが問われている。このため、政府は、模擬選挙などの実践例などを盛り込んだ副教材をすべての高校生に配布し、政治や選挙などに関する指導を充実することとしている。

同時に、下村博文・文部科学大臣は、「これらの指導に当たっては、教育基本法第14条第2項に規定される政治的中立性を確保することが重要であり」「教員が、公職選挙法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、各学校において、教育基本法第14条を前提とした指導が行われるよう、併せて指導してまいりたい」と述べている。(本年3月6日、記者会見)

選挙権18歳引き下げとともに、あらためて「政治的教養」と「政治的中立」の問題が提起されているのである。

教育基本法第14条

教育基本法は、第14条で政治教育について規

定している。第1項が政治的教養、第2項が政治的中立についてである。

まず第1項は、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」としている。国家・社会の諸問題の解決に国民1人ひとりが主体的に参加していくことがますます求められており、とりわけ民主主義社会においては政治に関する様々な知識やこれに対する批判力などの政治的教養が必要であることを踏まえ、それが教育において尊重されるべきことを規定するものである。

「良識ある公民として必要な政治的教養」とは、旧法第8条第1項に規定する政治的教養と同義であると理解されている。すなわち、政治的教養とは、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、②現実の政治の理解力、およびこれに対する公正な批判力、③民主国家の公民として必要な政治的徳および政治的信念などであり、単に、知識として身に付けるにとどまるものではないと解されている。

しかしながら、実際の学校現場では、①の知識に限定した教育が中心として展開されており、②の現実の政治の理解力や公正な批判力を養うような授業は少ないし、ましてや、③の政治的徳や政治的信念などはほとんど教えられていないと言われている。教育基本法で政治的教養の重要性が謳われながら、実際の学校現場ではそれが教育活動として尊重されていないのはなぜなのか。それは、教育の政治的中立の問題があるからである。

教育基本法第14条第2項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしては

ならない。」としている。学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするものである。

ここで禁止されている党派的政治教育とは、例えば、学校教育において、政党の政策や主張に言及する際、1つの政党についてのみ教える場合や、ある政党の政策を支持ないし反対するよう教育を行う場合などである。

教育基本法では、昭和22年の旧法制定以来、政治的教養の尊重と政治的中立について、同様の規定ぶりであり、同様の解釈がなされているが、なぜ、政治的中立が強調され、政治的教養が重視されなくなっているのか。

|| 教育の政治的中立の重視

昭和30年前後に教育2法と呼ばれる2つの法律と教育委員会制度の改正が行われ、教育および教育行政の政治的中立を重視する方向へと教育政策の大きな転換が行われた。

新憲法および教育基本法制定以降、政府が政治的中立を強調するようになった理由について、木田宏（『教育行政法』良書普及会、昭和58年）は次のように論じている。

「我が国の政治が政党政治の華を咲かせるようになってきたこと、教育委員の選挙が政治的色彩を持ち込むことに連なったことなどから、教育の場が選挙運動に利用されたり、教育の中に、党派に偏した内容を持ち込もうとする動きもまた目立つようになってきた」。

このため、昭和29年に、教育2法が制定された。1つは、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法である。当時教員に強い影響力を持っていた教員組合等の団体を通じて外部から、義務教育諸学校に勤務する教育職員に党派的な政治教育などを行うよう教唆・せん動することを禁止し、違反者には刑罰を科することとした。

もう1つは、教育公務員特例法の改正である。同法に、一条が加えられ、公立学校の教育公務員については、国家公務員と同様、地域の限定なく、人事院規則の定める政治的目的をもった政

治的行為を行ってはならないこととされた。地方公務員と国家公務員と比べると、国家公務員に対する政治的行為の制限の方が強くかつ広範である。公立学校の教員は地方公務員であるにもかかわらず、教育は一地方かぎりの利害に関することではないとの考えから、国家公務員と同様の政治的行為の制限が課せられたのである。

昭和31年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定され、教育委員の選任方法を直接公選から首長の任命制に改めるとともに、委員自身の政治行為にも、政党その他の政治団体の役員になること、積極的な政治活動を行うことを禁止するなど、政治的中立の原則を貫こうとする姿勢が明確となった。

|| 若者の政治参加を求めて

このような政治的中立を重視する政策が展開される中で、職員団体は、昭和30年代から昭和60年代ごろまで、政府の教育政策に反対する運動を展開する。一方では、いわゆる偏向教育という言葉に象徴されるような、党派的政治教育に対する世論の厳しい批判がくりかえされる。多くの教員はその狭間にあって政治的教養を知識としてのみ教えることとなってしまったのではないだろうか。

しかしながら、今、重要な政治課題は、少子高齢化社会において社会保障の給付と負担をどうするか、有限な地球における持続可能な社会をどのように形成するかなどであり、未来に生きる若者にかかわる課題である。若者の政治参加が強く求められる。

政治的中立についてのこれまでの呪縛から教員を解き放ち、改めて政治的教養を尊重する教育と政治的中立の望ましいあり方について、教育の基本に立ち返った検討が必要である。

いそだ ふみお 昭和28年生まれ。昭和52年東京大学法学部卒業後、文部省入省。香川県教育委員会事務局義務教育課長、文部省初等中等教育局企画官、海外子女教育課長、地方課長、私学部長、研究振興局長、高等教育局長等を経て、2014年8月から現職。著書に『教育行政』（ミネルヴァ書房、平成26年）等

主権者教育と政治的中立性



明治学院大学法学部教授 川上 和久

常時啓発のあり方に関する研究会で重視された主権者教育の充実

2011年12月に総務省の「常時啓発事業のあり方等研究会」（佐々木毅座長）が最終報告書をまとめた。私もそのメンバーの1人だったが、この最終報告書の副題は、『社会に参加し、自ら考え、自ら判断する主権者を目指して～新たなステージ「主権者教育」へ～』となっている。18歳選挙権が実現していく過程の中で、「主権者教育」を充実させ、将来を担う子どもたちに対し、主権者としての自覚を促し、必要な知識と判断力、行動力の習熟を進める政治教育を充実させることは、早急に取り組むべき課題であるといえよう。

報告書では主権者教育を、「社会の構成員としての市民が備えるべき市民性を育成するために行われる教育であり、集団への所属意識、権利の享受や責任・義務の履行、公的な事柄への関心や関与などを開発し、社会参加に必要な知識、技能、価値観や傾向を習得させる教育」と定義している。

そして、将来の有権者である子どもたちの意識の醸成のための主権者教育への取り組みとして、「出前授業・模擬投票の推進、生徒会長選挙の支援」「未成年模擬選挙の推進」「子ども議会の普及・促進」「全国規模のコンクール事業と表彰」「次期学習指導要領に政治教育を盛り込むための課題の整理及び実現に向けた関係各省の連携による具体的な取り組み」があげられている。

いずれも、これまで行われてきた主権者教育の取り組みをさらに充実させていこうとするものではあるが、「政治的中立性」についての過度の配慮が一定の制約になっている、という議論が研究会の中であった。

本稿では、主権者教育を推進するにあたって、政治的中立性をどのように担保すべきかについて、研究会での議論も踏まえながら考察していきたい。

主権者教育を進めていくにあたって、「社会的責任と道徳的責任の自覚」「能動的シティズンシップ」「コミュニティとのつながりの自覚」「政治リテラシーの涵養」の4つの要素をバランスよく取り入れることが必要だと考えられているが、いずれの要素においても、社会問題について、構造的・批判的に理解した上で、当該の問題に対する自分の考えを明らかにする能力が求められる。その上で、自分が物事を判断するときに、何を大切にするのかという自らの価値観に気づくことになる。同時に、他の人の意見を尊重するなど、議論の作法を知ることも求められる。

その点、わが国の学校教育では、政治や選挙の仕組みは教えるものの、政治的・社会的に対立する問題を取り上げ、政治的判断能力を訓練することを避けてきたという批判がなされてきた。

イギリスの主権者教育で重視される教師の適切な関与

海外の事例を一瞥すると、イギリスでは、1998年に政治学者のバーナード・クリックらが中心となり、「クリック・レポート」が発表されて、「シティズンシップ」という教科が設定され、2002年から中等教育段階で必修となった。ここでは、学校における政治教育の鍵は「争点を知る」ことにあるとされ、単なる制度や仕組みの学習ではなく、時事的・論争的な問題に関する意見の発表や討論を中心に、対立を解決するためのスキルを身につけることを目的としている。

ここでは、論争的な問題を扱う場合の教育手法として、教師が中立的なチェアマンにな

る「Neutral Chairman approach」、バランスのとれた議論になるように教師が均衡をとる「Balanced approach」、教師が明示的に自分の意見を言う「Stated Commitment approach」という、3つのアプローチを組み合わせて行わなければならないとされている。

こういったアプローチは、日本の主権者教育において、単なる制度や仕組みの学習になりがちだという「弱点」を補い、対立を解決するためのスキルを身につけるものではあるが、教師が明示的に自分の意見を言うことについては、日本においては慎重であるべきで、その他の2つのアプローチでも、身近な社会の課題を取り上げることで、じゅうぶん主権者教育の効果をあげることができるだろう。

アメリカの主権者教育：情報源の重要性とマスメディアの関与

一方、アメリカの主権者教育においては、小学校の段階で、「情報源」の必要性を徹底的に教え込み、自分の意見を決める判断力の訓練が行われている。情報を確認せずに投票する危険性を意識するように工夫されている。

また、時事問題に関する「争点学習」が重視されており、具体的な争点について議論する際、教師は争点学習が円滑に進むよう賛成・反対のガイドラインを提供し、生徒にその立場を明確にさせ、生徒自らがマスメディア等から情報を収集し判断するといった、共通原則に基づき行われている。その上で、賛成・反対の立場を明確にしてディベートを行うなどの教育が実践されている。

子どもが自ら情報を集め、考え、論理を組み立てて判断することを手助けするために、マスメディアは、若者や子ども向けの選挙に関する報道番組をテレビ放映したり、若者向けのラジオ番組の放送、ニューヨーク・タイムズ紙の10代の子どもを対象としたニュースや争点を提供する雑誌の発刊など、主権者教育に協力している。

わが国においても、「NIE (Newspaper in Education) 教育」の重要性が従前から指摘され、研究会の最終報告書でも強調されているが、わ

が国では、幸い、放送法で政治的中立が規定され、全国紙も「不偏不党」の原則を持っているので、マスメディアと連携した主権者教育をアメリカを範により拡充していくことで、政治的中立を保ちながら、主権者教育を生き生きとしたものにしていくことができるのではなかろうか。

スウェーデンで重視される政策決定への若者の関与

スウェーデンでは、地方自治体で、街づくりに子どもや若者を積極的に参画させたり、1947年に全国青少年協議会 (LSU) が設立され、体験の共有と相互学習のためのミーティング・スポットとして研修や情報提供を行い、若者の社会的影響力を増すための活動を行っている。学校教育においても、教職員と生徒によって構成された評議会で、予算や科目編成、教職員の勤務形態まで、学校にかかわる重要事項を決定している高校もある。

このように、幼い頃から発言し、行動するといった訓練が徹底されている。政策課題を慎重に選べば、政治的中立性を保ちながら、政策決定に関与していくことは、地方自治においてはじゅうぶん可能ではないか。

主権者教育においては、このように、情報を収集し、的確に読み解き、考察し、議論し、判断する訓練が重要であり、各国がそのための工夫をこらしている。

わが国が、それをそのまま取り入れればいいということではないが、諸課題に対処し適切な選択が行われる高い質を持った有権者を育てる中で、「教員の適切かつ能動的な関与」「マスメディアの有効活用」「具体的課題への子どもの関与」を、政治的中立に留意しながら進めていくことが、将来の主権者教育の拡充の柱にもなるのではなかろうか。

かわかみ かずひさ 1957年生まれ。86年東京大学大学院社会学研究科博士課程単位取得退学、東海大学文学部助教授等を経て92年明治学院大学法学部助教授、97年より現職。専門は政治心理学、戦略コミュニケーション論。著書に『情報操作のトリック』（講談社現代新書、1994年）、『メディアの進化と権力』（NTT出版、1997年）等。

授業における政治的中立のための 教育的配慮



三重大学教育学部教授 山根 栄次

|| 授業における政治的中立とは何か

「授業における政治的中立」を考えるについては、逆に、政治的中立が成立していない授業とは何かを考えた方が分かりやすいであろう。その最も典型は、授業をしている教師が、自分自身の政治的な見解や自分自身が支持している政党の良さを生徒に対して一方的に伝えたり、あるいは逆に、自分自身の政治的見解と対立する意見や自分自身が嫌っている政党の良くない点を生徒に対して一方的に伝えたりするような授業であろう。

では、政治・政策に関する見解や意見が生徒からも教師からも全く語られない授業は、政治的中立が成立していると言えるのであろうか。筆者は、そのようには考えない。そのような授業は、政治的に中立な授業というよりも、政治的な内容がない授業と言うべきである。例えば、政治に関する組織・制度や政治的な出来事についての客観的な事実のみを教師が説明するだけの授業は、政治的な内容がない授業と言うべきである。

このことから考えると、授業における政治的中立とは、授業において生徒や教師から政治的な見解や意見が語られながらも、特定の政治的な見解や意見（特に、特定の政党の見解や意見）に偏ることなく、広く政治的な見解や意見が語られている状態のことである、とすることができよう。

|| 授業における政治的中立は なぜ必要か

それではなぜ、授業において政治的中立が必要になるのであろうか。このことについては、教師が「偏向教育」（ある政治的立場に偏った教育）をすることを防止するためという考え方

が支配的である。昭和29年に公布された「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」は、そのような当時の政府と与党の意図によって成立したと考えられている。しかし、授業における政治的中立は、偏向教育を防止するためという消極的な理由よりも、生徒の政治的教養を高めるために必要であるからと積極的に考えるべきである。

社会科・公民科の教科目標は、公民的資質（公民としての資質）を養うことであるとされている。これは、教育基本法第14条の、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」を受けてのことである。この第14条の規定は、旧教育基本法第8条にあった規定である。この中の政治的教養の具体的中味については、教育法令研究会が『教育基本法の解説』（国立書院、昭和22年）において示している、(1) 民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、(2) 現実の政治の理解力、およびこれに対する公正な批判力、(3) 民主国家の公民として必要な政治道徳および政治的信念、とする見解が支配的である。

筆者もこの見解を支持している。育てるべき政治的教養を(2)や(3)のレベルにまで高めるには、現実の具体的な政治問題を授業の教材とすることが要請され、しかも、自由と民主主義を政治の基本とする日本においては、政治道徳や政治的信念には、生徒によって個性的な部分が存在する必要がある。生徒にこのような政治的教養を養うために、授業における政治的中立が必要になると考えるべきである。

では、授業において政治的中立が確保されるには、具体的にどのような教育的配慮が必要とされるのであろうか。学習問題の設定、学習資

料の提示、教師の発言の3つについて考えてみよう。

|| 学習問題設定における教育的配慮

公民的分野や公民科の授業において、政党間で、あるいはメディアの間で、見解や意見が対立している政治に関わる問題（政治問題）を取り上げることがしばしばある。例えば、現在であれば、原子力発電をどうするか、消費税の増税をどうするかなどの問題は、政党やメディアの間で見解や意見が対立している政治問題でもあり、公民的分野や公民科の授業で取り上げても良い問題であろう。

このような政治問題を取り上げる場合に必要な教育的配慮は、生徒が、その問題に対して、広く、そして深く考察できるように、また、生徒が自分自身のそのときの見解や意見を授業で発言しやすくなるように学習問題を設定することである。

例えば、今日であれば、「原子力発電を再開してよいか」という学習問題を初めから設定すれば、現実の政治的な対立をそのまま教室に持ち込むことになるが、例えば、「これからの日本における電気エネルギーの供給はどのようにしたらよいか」という学習問題を設定すれば、その学習問題を追究する過程で、原子力発電のデメリット、メリット、世界における原子力発電の状況も検討・考察することができ、生徒は、原子力発電を含むエネルギー問題を広く、深く学習できるようになり、また、自分自身の意見を述べやすくなるであろう。筆者は、このような、どのような政治的な立場からでも公平に発言できる学習問題の設定を「中立項的な問題設定」としている。

このように、実際の政治的論争問題を、中立項的な問題設定をして学習問題とするという教育的配慮が、授業における政治的中立性を確保する上で有効であると考えられる。

|| 学習資料の提示における教育的配慮

政治的論争問題を学習する場合には、対立している双方の立場からの資料を、また、その対

立を第三者として論じている立場からの資料を教師が生徒に提示する、あるいは、総体として生徒たちから提示させるという教育的配慮が必要であろう。例えば、原子力発電の再開問題については、大新聞でも賛成派と反対派に分かれているが、それについてのメディアの意見を資料として提示する場合には、片方の意見だけでなく、双方の意見を公平に資料として生徒に提示するという教育的配慮が必要であろう。

|| 教師の発言における教育的配慮

生徒からの要求などにより、政治的論争問題について教師自身の見解や意見を生徒に述べる場合には、特に教育的配慮が必要であろう。教師からいつも同様の政治的意見を聞かされるなら、生徒も「また言っている」といった反応をし、かえって教育効果が低下することになる。そこにおける教育的配慮の基本は、生徒に対していかに間接的に教師の見解や意見を伝えるかということではないかと筆者は考える。

例えば、生徒の間で意見が対立している場合に、教師は自身の意見に近い生徒の意見を支援することによって、自身の意見を間接的に生徒に伝えることができる。教師の意見に近い学者や評論家の意見を紹介することによって教師の意見を伝えることもできる。また、教師自身の意見とは異なる他の人や新聞の論説を示し、生徒たちにそれらの論を批判させることも、間接的に教師の意見を伝えることになる。「～でいいのだろうか」という疑問の形で教師の意見を伝えることもできる。

重要なことは、生徒1人ひとりが認識を広め、思考を深めるために、教師がどのように自分の考えるところを生徒に伝えれば教育効果があるかということである。

やまね えいじ 昭和25年生まれ。筑波大学大学院教育学研究科博士課程満了、熊本大学教育学部助教授等を経て、平成12年より現職。専門は、社会科教育、公民教育、経済教育。前・日本公民教育学会会長。現在、経済教育学会会長。著書に『「経済の仕組み」がわかる社会科授業』（明治図書、1990年）等。

模擬選挙における政治的中立性



芝浦工業大学柏中学高等学校教頭 杉浦 正和

複数の立場から選ぶ意思決定を通して 現実に関わる力を育てる

戦後、教育基本法に政治的教養の尊重が明記された。社会科の課題でなくて教育全体の課題であり、民主主義発展の基礎と位置づけられたのである。しかし、学校では政治的中立を口実に、制度の暗記に終始する授業が多い現実があった。基本的知識を覚えても現実の政治や社会について考えなくては、本来の政治的教養を高めることにならない。そこで、私は解決法として、30年間ディベート学習を行ってきた。

ディベートは、現実の社会問題を生徒が調べて生徒の言葉で論争し、討論を通して生徒の考えを深める高度な集団学習である。ディベートは簡単でないが、重要なのは対立する主張が提示されて批判し合い、政治的中立性が確保される枠組みがあることである。現実政治に触れさせない中立性ではなく、現実を理解した上で＜対立した主張の間のどこかに立場を選べる中立性＞が必要なのである。こうした中立性が現実問題を考える大前提となる。

討論ができなくても、講義で多様な立場を紹介し、その利益・不利益を説明すれば中立性が確保できる。最も重要なのは、生徒に意思決定の機会があり、自分の立場を決められることである。現実に関わる意思決定を多く体験する中で、1人の主権者として主体的な社会参画の力が育つと考えられる。

模擬選挙を始めたのは、ディベートだけでは生徒が選挙に関わらないのに気づいたからである。社会問題に関心を持つ生徒でも、政治不信から選挙を忌避することが意識調査から分かった。選挙に模擬的に関わることで不信感を弱められる。そして模擬選挙は、ディベートと同様に複数の立場を提示する政治的中立の枠組みがあり、政

治の大イベントに関わり理解を深められる仕掛けなのである。本質的なのは、複数の立場から生徒が自分の立場を自由に決定できる構造である。

公平な政治的中立の枠組みの下での 教育的支援

条例制定に中高生にも判断を求める機会が出てきた。日本の弱点は、政策に関する情報、特に相互批判の情報が少ないことである。アメリカの州民投票では、中立的団体が選管の支援を得て分厚いパンフレットを配布するが、日本はペラペラの選挙公報であって、政党間の討論情報も限られる。模擬選挙は、現実の大政治イベントに参加することで、模擬であっても生徒の気持ちはリアルに近い。現実政治を理解し立場を決めようと、生徒がテレビなどから情報を得るが、分からないことの多すぎるのが最も困る。ベターを選ぶのに疲れて意思決定の放棄が出てくる。

学校・教師はこれを放置せずに、教育的支援によって国民の責任を果たせる政治的判断力を育てたい。こうした選挙教育のないことが、投票率低下の1つの要因であったからだ。この支援は、複数の立場から選ぶという中立性の枠組みの下で、現実政治を理解して政治的教養を高めるのに不可欠な支援である。その内容は以下である。

第1に、政党のあり方や考え方、政策について理解を深めさせること。様々な資料を使って生徒が政党を比較するためである。政党が若者向けに発信するのがベストであるが、今は新聞記事を中心に資料を作成するしかない。意図的な政党選択はまずいので、NHKの討論番組に出る政党が1つの基準となる。こうした政策比較と検討の学習が事前授業で多く行われている。

しかし問題は、政策比較からは政党の政策位置づけが見えないことである。便利なのが、公示日の党首第一声である。夕刊に必ず掲載され、

短い演説で党首の強調したい主張が分かる。 маниフェストなどの資料は難しくして比較に使いにくく、政策を公平に分かりやすく整理した一覧表もほしいが、これが最も困難である。新聞の大きな一覧表や様々なNPOのサイトやポータルマッチなどを使うしかない。

第2は、選挙で争点となった政策や問題について基本的知識を与えることである。資料集に出ているテーマ以外は、最新の資料や政党の立場一覧について新聞記事を使って行うしかない。明確な争点に関して判断に必要な知識がなければ、政党の政策比較などが十分にできないし、でたらめな選択を防ぐためにも不可欠である。また、新聞を使えば教師として特に難しい作業ではない。

以上の考察から、複数の立場と基本的知識を示す支援は、中立の枠組みと教育的配慮の下で新聞記事を使って教師の行う部分が多いこととなる。政党のバラバラな主張をまとめる困難が多いが、記事の有効活用によって質の高い支援が可能となる。

問題は、この教師の支援が中立性を侵さないかという懸念である。懸念を理由に支援を最低限として、生徒の政治的成長とその上での主体的関与を軽視する考えもある。つまり、生徒が自力で調べればよいので、教師の説明や資料提供を制限する考えである。これは模擬選挙を行う意義を弱める本末転倒の考えだと言える。現実問題を取り上げる限り政治的意味が皆無となることはないので、完全な中立性は理論的にかなり難しい。地域のボランティア活動でも政治的意味が全くないわけでもない。

しかしここで問題とすべきは、そうした厳密な中立性でなく、教育の枠組みとしての中立性の確保である。すなわち、教師が全政党に関して公正な情報提供と評価付けの抑制を心がけることである。懸念を理由に教師の創意工夫を抑えるのは、教師と生徒の信頼関係を崩し教育的支援を事実上否定することとなる。

管理職の理解を得て、グレーケースを避けて実績を徐々に積み上げること

教育基本法では、党派的立場を生徒に押しつけるという政治的教育が禁止される。党派的とな

らないように共通部分である制度的知識の範囲に教育を狭め、現実政治に関わらないという非政治的教育が横行したのが、戦後の学校教育の流れであった。学校現場の大きな対立や、高校紛争期の生徒の深刻な偏向状態がその背景にあった。

しかし、いま投票率の低下と国民の無党派化が進行し、議会政治の危機が語られるに至った。党派的要素を無とする中立でなく、現実政治を反映した党派的要素を示し、生徒が自由意思で立場を決める枠組みとしての中立が提起され、模擬選挙などの実践が広がってきた。政治的教養の尊重と政治的中立性が両立し相互に高め合う教育の枠組みが、この意味での中立なのである。この枠組みによって、民主主義を支える主体的な国民、主権者を育てる教育の推進が求められている。

文部科学省は、十分な調査を踏まえて主権者教育の方向性を明確にした。問題は地方の教育委員会や管理職だろう。現実政治忌避を長く続けた現場では、新しい転換の方向が見えにくいと思われる。しかし、法律で中立性が強く求められる公立学校でも、先の枠組みを心がける限り違法行為として罰せられることはない。問題となった事件は、特定立場に立った極端な事例であった。しかし、様々な懸念からの抑圧がないとは言えないだろう。職場の理解を得られるような中立の枠組みを明確にして、小さな実績を徐々に積み上げてゆくことが重要である。マスコミが非難する政治的不祥事の扱いや教師の個人的見解表明など、判断の難しいケースは避けた方がよいだろう。

18歳の違法な選挙活動や教師の様々な創意工夫に関連させ、本末転倒の制限をする動きもあるだろう。しかし、重要なのは多数の若者が、現実政治や社会にしっかり向き合い、政治的教養を高めて民主主義の安定・発展に寄与する教育なのである。小さな心配に気を取られて、大きな解決方向を見失われないように議論しながら理解を得ていきたい。

すぎうら まさかず 1951年生まれ。一橋大学社会学部卒後、芝浦工業大学柏中学高等学校教諭、2011年より現職。著書に『未来を拓く模擬選挙』（共著、悠光堂、2013年）、『生徒が変わるディベート術』（編著、国土社、1994年）等。

ドイツの政治教育における 中立性の考え方

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 近藤 孝弘



日本の教室では、中立性の要求が政治教育を進める上で障害となりがちである。中立的であるとはどういうことかが明確でないことから、政治的混乱を危惧する教員や教育委員会は、授業で現実の政治的争点を扱うことに消極的になる傾向が見られる。

では、政治教育を官民あげて展開しているドイツに中立性の要求は存在しないのだろうか。それとも、なにか客観的な判断基準が存在しているのだろうか。

本稿は、ドイツの政治教育が中立性をどのように考えているかを、具体的な事例を通して確認するものである。

中立性に関する開放的な理解

連邦国家であるドイツにおいて、学校教育は州の管轄事項である。しかし、連邦憲法に当たる基本法の第2条1項の規定「何人も……自らの人格の自由な発展を求める権利を有する」により、全州において、民主的に形成された政府であっても個人の良心を侵害する教育を行ってはならないとされる。例えば、最大の州であるノルトライン・ヴェストファーレンの学校法第57条第4項は、学校において教員は生徒と親に対する州の中立性に反する政治的・宗教的な示威行為を行ってはならないと定めている。

なお、中立性には2つの解釈の可能性がある。特に宗教的中立性については、フランスの世俗性原則に対応する非宗教性という意味と、各宗教・宗派ないし無神論に平等に対応するという言わば開放性という意味がある。ドイツは基本的に後者を採用しており、さらに政治的中立性—通常「超党派性」と呼ばれる—の場合、そもそも前者のような意味は乏しく、後者の意味で使用するのが普通である。つまり意見の分かれ

る問題については、対立する主要な意見を公平に扱うことで中立性が確保されると考えるのである。

しかし個々の事例では、どの意見が教育で取り上げられるべきなのかは必ずしも明確ではない。このことは、以下のバーデン・ヴュルテンベルク州政府の決定によく表れている。

同州では、2009年の保守政権時代に州政府と連邦軍のあいだで協定が結ばれ、教員の要望に基づき、将校が学校を訪問して社会科等の時間に安全保障問題の話をする事が認められていた。軍事力に拠らない安全保障を追求する平和団体は、この協定を教育の政治的中立性を損ねるとして批判してきたが、昨年6月、州政府は批判を受け入れ、連邦軍の将校を招く学校は平和団体の話を聞く機会も生徒に提供することという通達を出した。

以上の経緯は、中立性についての解釈が変化したことを示している。以前は、公務員である将校は安全保障政策について客観的に説明するだけで特定の見解を生徒に強要するものではないとの論理をもって、中立性が守られているとされていた。それに対して州政府の新たな決定は、軍とは異なる有力な考え方が存在する以上、それまで中立性は確保されていなかったとの判断に基づき、学校は両方に配慮すべきとしたのである。

このように、政治的中立性についての判断は状況によって変わる。絶対不変の基準を想定することは難しい。それでもドイツでは政治教育が行われてきたのである。

ボイテルスバッハ・コンセンサス

戦後ドイツにおける政治教育は、ナチズムと東の共産主義という2つの脅威に対抗する過程

で発達した。国民が民主主義を守っていく上で、政治教育は欠かせないと考えられたのである。

問題は、民主主義を維持・発展させるためには、どのような政治教育がふさわしいかである。この点で、ドイツの政治教育学は長らく意見が一致しなかった。特に1960年代から70年代の保革の緊張が厳しかった時代には、憲法とそれに基づく社会の現状を守ることを重視する保守派と、社会をより積極的に民主化しようとする革新派とのあいだで、政治教育をめぐる対立が生じた。これは現実の保革の政治対立とも結びつき、政治教育そのものが選挙等で政治争点化されるといふ事態も生じた。

こうした状況は政治教育への信頼を失い、ひいては民主主義を危険に晒しかねないと考えられたことから、1976年に全国の代表的な政治教育学者が南ドイツの小さな町ポイテルスバッハに集まり、共通理解を作るべく討論を行った。結局、この会議の場で意見がまとまることはなかったが、会議終了後に主催者の1人が、激しい議論の中に以下の3点の事実上の合意を見いだした。

- ①教員は、期待される見解をもって生徒を圧倒し、自らの判断を持つことを妨げてはならない。
- ②学問と政治の世界において議論があることは、授業でも議論があることとして扱わなければならない。
- ③生徒が自らの関心・利害に基づいて効果的に政治に参加できるよう、必要な能力の獲得が促されなければならない。

これはポイテルスバッハ・コンセンサスと呼ばれ、今ではドイツの政治教育の基本原則として広く受け入れられている。政治教育は、特定の思想に基づく「正しい」見方や考え方を生徒に伝達するのではなく、社会に存在する様々な対立する考え方を理解させることを通じて、1人ひとりが自分で政治的立場を形成できるようになることを共通の目標とすることで、それまでの対立に終止符が打たれたのである。

|| 中立性はなぜ求められるのか

ポイテルスバッハ・コンセンサスは、まさに

中立性についての開放的な理解を体現していると言ってよいだろう。中立性をより厳格に解釈し、政治的な対立点を学校から排除することも論理的には可能だが、それでは有効な政治教育は行えない。政治とは対立的・論争的なものである。

教育の中立性は、本来、個人が自由に人格を発達させる権利を保障することを目的としているが、そのためには国家が独裁制などに陥ることなく自由民主主義を維持する必要がある。政治教育には正にその点での貢献が期待されているのであり、中立性の要件が不明確であるという理由でそれを実施しないのは自己矛盾と言わなければならない。

この点では、生徒と親に対する州の中立性を定めた上記のノルトライン・ヴェストファーレンの学校法が、教員に対して政治的な「示威行為」のみを禁じていることに注目すべきである。そもそも個々の教員を教育大臣のような政府の代表と同一視することはできず、教員が授業を進めるに際しては、その教育効果を高めるためにも一定の裁量の余地が認められなければならない。示威行為は認められないとはいえ、中立性をめぐるグレーゾーンは、基本的にこの裁量の範囲に含まれると考えられる。重要なのは、憲法の枠の中でポイテルスバッハ・コンセンサスの第3項に記された目標が追求されることである。

以上は、日本の学校に欠けているものが2つあることを示していよう。第1は、まさにポイテルスバッハ・コンセンサスに示された政治教育の考え方であり、第2は、教員の専門性への期待である。問題は中立性が定義できないことではなく、それが明確に定義されないと政治教育は行えないと考えることにあると言えよう。

こんどう たかひろ 1963年生まれ。東京大学教養学部卒。名古屋大学大学院教授等を経て、2011年4月より現職。専門は、ドイツの政治教育・歴史教育。博士（教育学）。主著に『ドイツの政治教育——成熟した民主社会への課題』（岩波書店、2005年）、『統合ヨーロッパの市民性教育』（編著、名古屋大学出版会、2013年）等。

教育委員会改革と政治的中立性

東京大学大学院教育学研究科准教授 村上 祐介



教育委員会改革で問われた政治的中立性

今年度から、教育委員会制度が約60年ぶりに大きく変わった。教委制度の改革は以前から潜在的な課題であったが、2011年に起こった滋賀県大津市のいじめ自殺事件が直接の契機となり、第二次安倍政権発足後その改革が浮上した。

改革をめぐるのは教育委員会制度の存廃が大きな争点となったが、結果的には連立与党内の議論によって、教育委員会を残した上で首長の権限を強化する案に落ち着いた。その過程では「政治的中立性」をどう考えるかが争点となった。

ここではまず新しい教育委員会制度の概要について簡単に述べたあと、改革における「政治的中立性」をめぐる議論について振り返る。なお、前掲5本の論文は主に教育基本法第14条第2項で規定されている「学習活動に関する政治的中立性」についての論述であるが、本稿では「教育行政における政治的中立性」について考察する。

新・教育委員会制度の概要

新・教育委員会制度では、次の3点が大きく変更された。

- (1) 従来の教育委員長（非常勤）と教育長（常勤）を一本化し、新「教育長」が教育委員会を代表する。新「教育長」は首長が議会の同意を得て直接任命すると同時に、首長が在任中に1度は教育長を選任できるようにするため、教育長の任期を3年に短縮する（教育委員は従来どおり4年）。
- (2) 首長は総合教育会議での協議・調整を経て、教育行政の目標や施策の根本となる「大綱」を策定する。
- (3) 総合教育会議は、首長が招集し、首長と教

育委員会で構成される。総合教育会議では大綱の策定のほか、重点施策や緊急時の対応に関する協議・調整を行うこととする。

従来の教委制度をめぐる批判されたのが、教育委員会の責任の不明確さであった。端的には、教育委員長と教育長の2人の「長」が存在し、責任の所在が不明確との指摘であった。制度改革の議論では、選挙で選ばれた首長に教育行政の決定権限を一元化し、教育委員会を「廃止」する案と、従来どおり教育委員会を残した上で、必要な制度的改善を行うべきであるとの案が激しく対立した。前者は「責任の明確化」を優先すべきとの一方で、後者は「政治的中立性・継続性・安定性」の確保が必要と主張した。

結果的には、連立与党の協議により、決定権限を有する教育委員会を維持しつつ、総合教育会議や大綱策定を通じて首長の権限を強化することとなった。

教育行政における政治的中立性の必要性

今回の改革のキーワードは、「責任の明確化」と「政治的中立性・継続性・安定性」であった。制度改革を議論した中央教育審議会（文部科学大臣の諮問機関）教育制度分科会でも、両者の必要性はおおむね共有されていたが、両方の要素を具体的な制度設計にどう反映するかが難題となった。これらは矛盾する側面があったためである。具体的には、「責任の明確化」は首長など特定の個人に権限を集中する方が責任の所在が明確になりやすいが、そうすると今度は「政治的中立性・継続性・安定性」の確保が難しくなることが予想された。首長に決定権限を移し教育委員会を「廃止」する改革案は、両者のどちらに重点を置くかでその賛否が異なった。

与党協議を経て決定された実際の改革は、教

育委員会を残しつつ教育委員長と教育長を一本化し、同時に首長の権限を強めることで、「責任の明確化」と「政治的中立性・継続性・安定性」の両立を図ろうとするものであった。

|| 今回の改革論議における「政治的中立性」

このように今回の改革をめぐる「政治的中立性」が重要なキーワードとなった。しかし、筆者からみると、教育の「政治的中立性」に関しては、その必要性は広く共有されていたものの、その意味するところは論者によって様々であったように思われる。

制度改革において主に問題になったのは、首長による教育行政への過度の関与に対する中立性という点であった。すなわち、政治家による教育への介入に対して中立性を維持すべきであることが主張された。この点に関しては、教育委員も首長から任命されており、現在でも政治的中立性はフィクションであるとの批判や、国は政治家である文部科学大臣が独任制で教育行政の責任を持っているのに、自治体においてのみなぜ中立性が必要なのか、という指摘がなされた。これに対しては、教育委員は政治家ではない、現在の国で中立性が保たれているのか、といった反論がなされた。

一方で、教員に対する政治的中立性が必要である、との文脈で政治的中立性に言及されることもあった。たとえば、教員が偏った教育内容を児童生徒に教えることがないよう、教員の政治的中立性を保つ必要がある、教員が特定の政治的立場を支援するべきではない、といった主張である。これ自体は広く首肯される主張であるが、他方で、教員の政治的中立性を強調する場合でも、先に述べた政治家の介入・関与に対する政治的中立性が合わせて強調されたというわけではない。

また別の意味として、教育行政の継続性・安定性の言い換えとして政治的中立性が用いられることもあった。教育行政が政治的決定である以上、厳密に中立性を保つことは難しいが、教育政策の変化の大きさと速度をなるべく抑えることで一定の政治的中立性を保つべきである、

といった意味で言及されることもあった。

このように、今回の改革では様々な意味で「政治的中立性」が用いられたことが特徴的であった。このことは教育行政の「政治的中立性」とは何か、という難題を投げかけるものであり、学術的には多くの課題を含んでいるように思うが、一方で、「政治的中立性」のキーワードの下で、多少の立場の違いはあっても様々な考え方の人々の合意を得やすかった面もあったように思われる。つまり、「政治的中立性」が厳密に定義されず人々によって様々なイメージを含んでいたからこそ、異なる立場の「異越同舟」が可能になり、改革案がまとまった面もあった。

一方で、佐藤学・学習院大学教授は、教育の専門性を発揮する上でも「政治的中立性」が必要であると指摘しているが、専門性を確保するための政治的中立性の確保という観点は、今回の議論ではほとんどみられなかった。民主性と専門性は時に相反することがあるが、専門性を担保するための政治的中立性という論点もまた重要であるといえる。

|| おわりに

教育委員会改革の事例からは、教育行政の政治的中立性は多義的に用いられることがあることがうかがえる。そのことは必ずしも悪い面ばかりではないが、一方で、教育行政の政治的中立性は、誰に対する、どのような意味の中立性であるのか、また、それはなぜ必要で、どう確保していくべきか、といった議論を積み重ねていく必要があることを示唆している。

教育の政治化はそれ自体必ずしも悪いことではないと筆者は考えるが、何らかの政治的中立性が一定程度必要であることもまた事実であり、今後も学術的・実践的両面から考えていくべき課題であることは疑いない。

むらかみ ゆうすけ 1976年生まれ。東京大学教育学部卒業、同大学院修了。博士(教育学)。専門は教育行政学・行政学。愛媛大学准教授等を経て、2012年より現職。著書に『教育行政の政治学』(木鐸社、2011年)等。2013年に教育委員会改革を審議した中央教育審議会教育制度分科会では臨時委員を務めた。

情報 フラッシュ

第18回統一地方選挙は、4月12日に道府県知事選挙・議会議員選挙と指定都市市長選挙・議会議員選挙が、4月26日に市区町村長選挙・議会議員選挙が行われました。

今回選挙が行われたのは1,788ある都道府県・市区町村の内、984団体で、統一率は27.52%でした。

今号の情報フラッシュは、各地で行われた統一選への啓発活動をアラカルトにご紹介します。

公開討論会を企画・実施

福岡県大野城市で活動する「**大野城投票率あっぷの会**」は市議選に際し、公開討論会を企画・実施しました。

1年前から計画しメンバー間で勉強会を開くとともに、各地区で行われた公開討論会を見学

しながらノウハウを蓄積していきました。本年1月には同メンバーが発起人となり「大野城市議選公開討論会実行委員会」を立ち上げるとともに有志を募り、開催に向けてミーティングを重ねました。

立候補予定者27人中、15人が参加した公開討論会は、3部構成により行われました。第1部は各立候補予定者から重点政策や大野城市をどうしていくかなどの「所信」が表明され、第2部は現在の市政の課題について○×形式で約200人の来場者に尋ね、これらを踏まえ第3部ではコーディネーターを介した政策討論を行いました。

コーディネーターは実行委員会の中から経験のある、メンバー以外の方に依頼しましたが、公開討論会の企画、立候補予定者への参加の呼びかけ、参加者の募集、当日の受付・進行等、運営全般にわたり、「投票率あっぷの会」のメンバーが中心と



なり担当しました。

参加した立候補予定者からは、「いい経験をした」「よい緊張感だった」といった感想や、来場者からも「わかりやすかった」と、初の公開討論会は好評のうちに終わりました。

「統一地方選挙」が公営競技のレース名に!

・**川崎市選管**は、市議選周知のため、「忘れないで、大切な日を。統一地方選挙記念」という市議選周知用ポスター

のキャッチコピーを冠としたレースを、告示日の4月3日に川崎競馬場で実施しました。同競



馬場を運営する県川崎競馬組合が今年度から始めた「神奈川県・市町村PRレース」の第1回を飾ることになり、メインレースとして行われました。また、当日は場内の電光掲示板で15秒のスポットCMを放映したほか、啓発グッズも配布しました。

レース後の賞品授与式では市選管委員長から優勝者へ賞品等の授与が行われ、まためいすいくんの着ぐるみ人形も登場するなど、約4千人の観衆に統一選をPRしました。

・**石川県選管**も県議選周知のため、2回目となる冠レース「4.12みんな投票しま賞」を、4月7日に金沢競馬場で実施しました。

今回も県のご当地めいすいくん「ひやくまんごっくん」が啓発のほり旗を持って投票参加を呼びかけたほか、場内の大型モニターで定期的にスポットCMを放映し、またレース時には場内のすべてのモニター画面にレース名「4.12みんな投票しま賞」を表示するなど、約2千人の観衆に統一選の周知を図りました。

学生たちがフラッシュモブで市議選をPR

奈良県天理市選管は、4月22日にJR天理駅前、歩行者等が突然踊り出してメッセージを発信する「フラッシュモブ」により、市議選をPRしました。昨年度、成人式実行委員を務めた学生たちの提案



によるもので、市選管から成人式の実行委員に対し、式での挨拶文に、市議選への投票参加を盛り込んでほ

しいと依頼したことがきっかけです。当日は、実行委員のほか学生団体やダンスサークルのメンバーなど総勢20人が集まり、通勤、通学帰りの方などをターゲットに2回実施しました。ダンスの間には市選管職員、明推協委員が啓発資材を配布し、通行人に投票参加を呼びかけました。実施前には、記者クラブに声をかけたり、市のフェイスブックにも掲載したため、マスコミに取り上げられるなど大きな反響を得ました。

投票参加を呼びかける動画いろいろ

① 21特別区選管の共同制作による動画

東京都内21区で行われた区長選・区議選の周知のため、**21区選管**が共同で、投票参加を呼びかける動画を制作しました。きっかけは、昨年4月に突発的に行われた練馬区長選でした。時間も予算もない中で練馬区選管が手作りで作成した動画へのアクセス数が10日間で約4千件もあったことから、統一選でやってみてはどうかと考え、練馬区選管が共同での動画制作を各区に提案しました。

約4分間の動画は、各区の観光名所やランドマーク、イベント会場などを背景に若者や地域の方々



が投票参加を訴える内容となっています。撮影は各区の職員が、編集は練馬区の職員がパソコンを使って仕上げました。動画は各区のホームページや動画サイト「ユーチューブ」から配信しました。

提案した練馬区選管の新郷啓発係長は「動画の撮影や公開の手続きなどについても各区それぞれの事情があり、必ずしもスムーズにいかなかったのですが、知事選がない中で結果的にメディア等に大きく取り上げられ、『21区で選挙があるんだ』というPRができて良かったです。各区の選管が投票率の低下を共通の課題と捉え、一致団結して取り組んだからだと思います」と話しています。

動画は、ユーチューブ内で「4月26日統一地方選挙21区共同啓発CM」と検索するとご覧いただけます。

② 選挙啓発資材から動画が！

京都府木津川市選管は、これまでも選挙の際には、広報を担当する企画課と協力して投票参加を呼びかける動画を作成し、ユーチューブ内の市のチャンネルで配信し



てきました。今回は、動画をさらに周知させるため、選挙啓発資材として作成した「選挙啓発マスク」にAR(拡張現実)機能を備えたチラシを同封しました。専用のアプリケーションが入ったスマートフォンやタブレットをチラシにかざすと、

画面から動画が流れ、チラシに書かれた投票日以外の情報を得ることができるという仕組みとなっています。今後は市の広報紙にもAR機能を備えることとしており、その先駆けとして実施しました。

③ 若者が同年代に向けて制作

・**札幌市選管**は、若年層に投票参加を呼びかける動画を、札幌市立大学の映像制作等を学ぶデザイン学部へ依頼し、作成しました。市立大学とは協力関係にあり、デザイン学部の学生に市の事業等のプロモーション動画を作成してもらっています。



今回は特に条件は設けず、最低限入れてほしい文言や、使わないでほしい表現等を伝え、あとは学生ならで

はの若い感性に任せて自由に作成してもらいました。

動画は映画館でのスポット広告として、また屋内外の大型ビジョンで放映しました。

・福岡市で活動する若者啓発グループ「**福岡市明るい選挙推進グループCECEUF**」は、月1回の定例会の日に参加したメンバーで動画を撮影しまし



た。セリフやボードの作成等はメンバーで行い、投票参加を元気づけかけました。動画は特設ホームペ

ージや市役所ロビー、天神駅前の大型ビジョンで放映しました。

・鹿児島市選管より委嘱された鹿児島大学の学生による啓発グループ「**選挙コンシェルジュ鹿児島**」



は、メンバーの選挙への想いや同大の構内に設置された期日前投票所のPRを内容とする「鹿児島の未来をぼ

くたちで～桜島編・市役所前編」「投票所内でのマナー五箇条編」の3作品を作成しました。市内の大型ショッピングモールで行った街頭啓発の際に併せて放映しました。

■ まいりゅうめいすいくん誕生！

茨城県龍ヶ崎市選管は市議選に際し、ご当地めいすいくん「まいりゅうめいすいくん」を制作しました。

若年層向けの選挙啓発グッズとして配布するこ

ととしていた「缶バッジ」の絵柄を検討する中で、伝統行事「撞舞(つくまい)」と「龍ヶ崎」を組み合わせた市のキャラクター「まいりゅう」を、めいすいくんにかぶせたらインパクトが出ておもしろいのでは、といったアイデアから誕生しました。



缶バッジは千個作成し、選挙期間中、市内2カ所の期日前投票所で配布しました。「まいりゅうめいすいくん」が各紙の地方版に取り上げられたため、「どこで入手できるのか」といった問い合わせが多数ありました。

市選管は、周知を兼ねて今後も「まいりゅうめいすいくん」を各種媒体等で起用することとしています。

■ 地道に活動して50年

長崎市明るい選挙おたくさの会は、昭和40年に市内在住の婦人により「明るく正しい選挙推進話しあいグループ」として発足し、今年で50年を迎えました。現在の会員は70人で、8つの話し合いグループで構成されています。

グループごとに立てた年間計画に基づいて、月に一度公民館等を集まり、選挙に関することだけではなく、ゴミ問題や食育などについて話し合ったり、リサイクルなどの環境活動にも取り組んでいます。また選挙時は、街頭啓発のほか、期日前投票所での投票立会人や開票所での開票分類業務も務めています。



統一選では、学生への啓発ができないかと選管に提案し、長崎科学総合大学の学生食堂や長崎大学で投票参加の呼びかけを行いました。

長い間活動を続けられた理由について中原会長は、「自分たちのペースで活動ができたことに加え、選管との協力関係が築けたから」と話しています。

長い間活動を続けられた理由について中原会長は、「自分たちのペースで活動ができたことに加え、選管との協力関係が築けたから」と話しています。

イギリス下院(庶民院)議員を選出する総選挙が5月7日行われ、事前の予想に反し保守党が単独過半数を獲得、キャメロン首相が引き続き政権を担うこととなりました。

保守党の勝因

選挙前の世論調査では、保守党と労働党の支持率は拮抗し、しかもスコットランド民族党(SNP)とイギリス独立党(UKIP)が躍進し、いわゆる二大政党制が終焉すると予想されていました。大方の予想を覆し保守党が単独過半数を獲得した第1の要因は、キャメロン政権が自ら解散権を封印して取り組んだ経済財政政策が評価されたことにあるとされています。イギリス経済は、保守党が政権を取った2010年以降は5年連続でプラス成長を維持し、特に昨年は先進7カ国中最も高い2.8%の伸びとなりました。また、失業率は6%を下回り、財政赤字は3割以上削減されました。

第2には、選挙終盤における保守党の労働党に対するネガティブキャンペーンです。労働党はスコットランド独立を主張するSNPの力を借りて政権を獲ろうとしていると訴え、イングランド住民の危機感をあおったとされています。

労働党は最低賃金の引き上げなど格差縮小を訴え、一時は保守党を上回る支持を集めていましたが、特にこれまで労働党の牙城だったスコットランドで、改選前議席41のうち40議席をSNPに奪われ、大幅に議席を減らしました。

そのスコットランドでは、SNPが59議席中56議席を獲得しました。スコットランド独立のための住民投票を求める機運が再び高まる可能性が指摘されています。

主な政党獲得議席数

党名	新議席数	改選前議席数
保守党	331	302
労働党	232	256
SNP	56	6
自民党	8	56
UKIP	1	2

*定数650議席、過半数326議席

保守党と連立を組んでいた自由民主党(自民党)は、連立により党の独自性が失われ、改選前の56議席からわずか8議席に減少しました。

反EUを掲げ、2014年の欧州議会選挙で躍

進したUKIPは、SNPを大きく上回る得票を得ましたが、小選挙区制の壁に阻まれ、獲得議席はわずか1議席にとどまりました。

労働党のミリバンド党首、自民党のクレグ党首、UKIPのファラージュ党首は、いずれも敗北の責任を取り、辞意を表明しました。

どうなるEU離脱国民投票

保守党はUKIPに対抗するため、2017年までにEU離脱の是非を問う国民投票を行うことを確約しました。イギリス国民には、「EU内の移動の自由」により、所得水準の低い東欧諸国から大量の移民が流入したことで職が奪われ、移民は社会保障制度に『ただ乗り』している」との不満が高まっています。また、競争規則を設ける権限のEUからの返還などを求める声もあります。

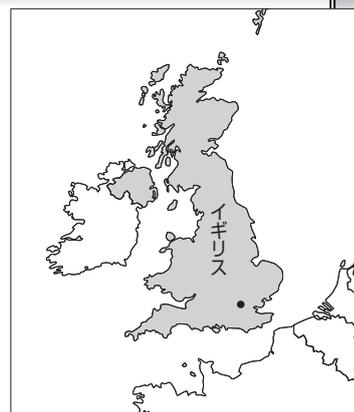
保守党はEU離脱をちらつかせることでEUに譲歩を迫り、その成果を国民投票に諮ると見られています。しかし、EU内では特に「移動の自由」見直しへの反発は根強く、両者の協議は難航が予想されます。

イギリス経済界はEU離脱に懸念を表明しており、キャメロン首相もEU残留を望んでいると見られていますが、保守党内ではEU懐疑派が強い勢力を保っており、首相のかじ取りが注目されます。

イギリス議会

イギリス議会は、貴族院(上院)と庶民院(下院)の二院制を採っていますが、1911年に制定された議会法により、下院の優越が定められています。下院の現在の定数は650、単純小選挙区制で選出されます。任期は5年。任期途中で首相が解散することができますが、下院の3分の2以上の同意が必要となります。選挙権・被選挙権は18歳から。

貴族院は、選挙によらず世襲貴族などによって構成されています。制度・権限については、「私たちの広場」298号13ページをご覧ください。



最近、耳にする「アクティブラーニング」とは何のこと?



教育ジャーナリスト 友野 伸一郎

講義を聴いている時の脳は眠っている時と同じ?

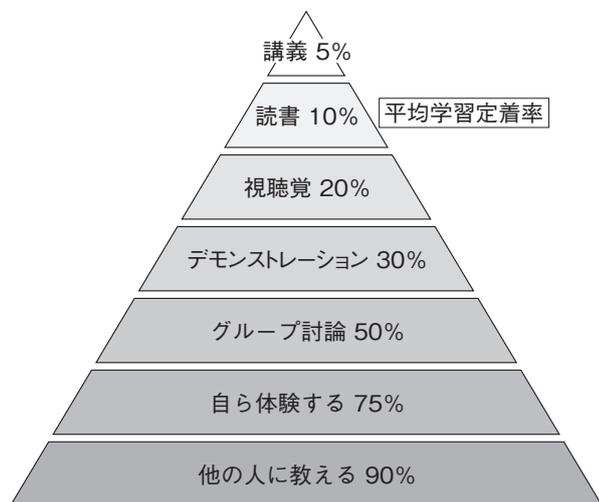
あまり関心のない内容について講義をただ聴いている時の脳は、眠っている時と同じ程度にしか活性化していない、という調査結果がある。調査したのはハーバード大学のエリック・マズール教授である。2年前に私が会った時に、同教授は「手首の電流を測定する腕時計のような装置を、自分の学生たちに何日間か装着してもらったのです」と説明してくれた。手首の皮膚電流は脳波と近似しており、それを測定して記録すると脳がいつ活性しているのかが分かるのだという。

その結果が、上述した内容である。ちなみに、テレビを見ている時の学生の脳も、眠っている時や講義を受動的に聴いている時と同様に不活性だったという。

これでは、どんなに素晴らしい講義を先生が行っていたとしても、ほとんど効果が上がらないわけである。

下図は、ラーニングピラミッドと呼ばれる模式図だ。単に聴いただけの内容は大部分を忘れてしまうが、他者に教えるなどの能動的な行動を伴うと多くを覚えているという意味であるが、マ

ラーニングピラミッド



ズール教授の調査結果も、これに近いことを指している。

講義を聴くだけではない能動的な学び

今、日本の教育界ではアクティブラーニングに注目が集まっている。昨年11月20日の文部科学省から中央教育審議会への諮問で、「アクティブラーニング」について大きく取り上げられたことから、テレビの報道番組や一般紙などでも特集が組まれて紹介される機会が急増したので、ご覧になった方も多いのではないだろうか。

では、アクティブラーニングとは何だろうか。「アクティブ=active」というくらいだから、活動的で身体を動かして学ぶことだと思われるかもしれないが、これは「能動的」というニュアンスが近い。学生や生徒が能動的に学ぶことがアクティブラーニングである。反対語は受動的な学びであり、パッシブラーニングとなる。

アクティブラーニングとは何かを説明する際には、正反対のパッシブラーニングを考えると分かりやすい。その典型は100%、先生からの一方通行の講義を聴くだけの授業である。

少し前までは大学でも高校でも、この学生や生徒がただ聴くだけの一方的な講義型授業こそが当たり前の授業だと考えられていた。これを大きく転換しようというのがアクティブラーニングなのである。

では、どんなことをするのか。アクティブラーニングには実に様々な形態や手法がある。学生や生徒が授業中にあるテーマについて調べ、それをまとめて発表するというようなことは以前から「調べ学習」と呼ばれて行われてきたが、これも立派なアクティブラーニングである。あるいは、学生や生徒がグループである問題を協力して解く、分からない学生・生徒に分かった者が教えるということもアクティブラーニングであるし、授業で習った知識を活用して課題解決にグループで取り組んで解決策を発表するというの

もアクティブラーニングである。もっと簡単なことでは、その日の授業について知っていることを隣の人と3分間だけ話し合う、というのもアクティブラーニングであると言える。

つまり、学生や生徒が100%受動的に講義を聴くだけでなく、能動的に関われる部分があれば、それはアクティブラーニングだと言うことができる。

学んだことや経験したことを言葉にすることが不可欠

「え、そんな簡単なことなのか」と思われるかもしれない。だが、アクティブラーニングの第一人者である京都大学の溝上慎一教授によれば、そこに1つだけ重要な条件が付け加えられる。それは、「認知プロセスの外化を伴う」ということだ。やさしく言えば、学んだり経験したりしたことを「言葉にして外に出す活動を伴う」ということである。言葉にすることとは、隣の人と議論することやクラスの前で発表することも含まれるし、その日の経験を振り返ってペーパーに書くという行為も含まれる。要するに自分ではない他者に対して、自分の理解を説明したりする行為が不可欠だということである。

なぜそれが重要かといえ、自分の「あること」についての理解の仕方は、必ずしも他の人の理解の仕方と同じではない。例えば、「水は1気圧では100℃で沸騰する」ということを単に暗記しているだけなら、それは誰にとっても同じことかもしれない。だが、「なぜそうなのか」までを説明しようとする、それほど簡単ではない。しかも、理解の仕方は人によって異なっていたりするから、相手の理解の仕方と自分のそれとがどこで異なっているかも分からなければならない。

このように、親密な友達であるわけでもない他者と言語活動を通じて共に活動することは、ある意味では人間にとって普遍的なことであり、学びの中で身に付けていかなければならない基本中の基本でもある。だからアクティブラーニングにとっても重要な要素なのである。

先生中心から学生・生徒中心へ

実は、このアクティブラーニングを導入しよう

という動きは、単に新しい教育手法を取り入れようということだけに留まらない、もっと大きな意味を持っている。それが、ティーチングからラーニングへのパラダイム転換である。教授者中心の教育から学習者中心の教育へ、と呼ばれることがある。要するに、今までは教えることが中心に置かれていて、学ぶことはそれに従属していた。それを逆にしよう、ということである。

先生中心の教育というのは、「先生が何を喋ったか、黒板に書いたか」が問題となる教育観だ。そこでは、先生のプレゼンテーションの質にだけ目が向けられている。生徒が眠っていても、理解していなくても、それは生徒の問題だとされる。だって、先生はちゃんと教えているのだから。

しかし、学習者中心の教育では、学生や生徒がその教育（授業）を通じて「何ができるようになったのか」「どんな能力を身に付けたのか」が問われる。それが可能となるような教育（授業）を行ったのが教授者の問題として問われる。ここでベクトルが180度転換していることがお分かりだと思う。

先生はいくら正しいことを授業で喋っていても、それだけではダメで、学生や生徒が理解し身に付けられるような授業を提供しなければならないのである。

とすれば、当然のことながら、学生や生徒が聴いていなくてもお構いなく、何十年も前から変わっていない講義ノートを単に読み上げるだけの授業では、まったく通用しない。学生・生徒が身に付けるべき能力を明確にし、そのために学生・生徒が能動的に関わる授業を設計して提供する。このような文脈の転換の中に、アクティブラーニングは位置付けられているのである。

今回は、アクティブラーニングが必要とされる背景について紹介する。

ともの しんいちろう 東京外国語大学フランス語学科卒業。2006年より河合塾大学教育力調査プロジェクトに参加し、教養教育、初年次教育、アクティブラーニング等の調査に取り組む（現在も継続中）。著書に『対決！大学の教育力』（朝日新書、2010年）、『眠れる巨象』が目を覚ます』（東洋経済新報社、2003年）等。

小中高一貫有権者教育プログラムの開発研究

最終回

有権者教育の広がり 地域社会とつながる主権者教育

岡山大学大学院教育学研究科教授 桑原 敏典

■ 新たな主権者教育研究プロジェクト

有権者教育プログラム開発研究プロジェクトは、前回報告をした松山市でのワークショップをもって、2011年から始まる3年間の研究を完了した¹⁾。そして、2014年からは、新たに主権者教育研究プロジェクトとして、新たなメンバーも参加をしてスタートした。新たなプロジェクトの課題は、「地域づくりの担い手育成を目指した社会科主権者教育プログラムの開発・実践」である。

メンバーは、私と工藤文三（大阪体育大学）、棚橋健治（広島大学）、谷田部玲生（桐蔭横浜大学）、小山茂喜（信州大学）、吉村功太郎（宮崎大学）、永田忠道（広島大学）、鴛原進（愛媛大学）、橋本康弘（福井大学）、渡部竜也（東京学芸大学）というこれまでのプロジェクトメンバーに、中原朋生（川崎医療短期大学）と釜本健司（新潟大学）が加わり、12名となった。

■ プロジェクトの特色と目的

先に挙げた課題名に表れているように、新たなプロジェクトの特色は下記の3点である。

- ①主権者育成を目指していること。
- ②地域の担い手づくりに重点をおいていること。
- ③プログラムの開発よりも実践を重視していること。

①は、選挙権を持つものを意味する有権者だけではなく、選挙に限らずつねに社会に参加する意欲を持った主権者としての国民を育てることを目指すという意味である。投票は、国民としての重要な政治参加の機会ではあるが、投票率の向上とともに大切なことは投票の質の向上

である²⁾。我々も、従来の有権者教育プログラムの課題が有権者の義務感のみに訴えるものであった点にあると考え、最終的には、投票する側が自ら選択肢をつくる、すなわち自分たちの理想を実現しうる候補者、そして政策の構想というプログラムに行きついた³⁾。国や社会の問題を自分のこととして捉え、主体的に考え、判断し、その結果を行動へと結びつけることができる主権者の育成が求められている。

②は、主権者として自分の考えの実現のために行動する場としての地域社会で活躍できる人材を育成することに重点をおく、という意味である。若者の選挙離れが問題視される中、特に地方の首長や議会の議員の選挙の投票率の低下は深刻である。今年行われた統一地方選挙でも、各地の投票率が戦後最低を記録するなど話題となった。平均が40%台と言われているので、若者の投票率がそれよりもさらに低いことは容易に推測される。このことは、学校教育の中で取り上げられる政治が国政中心であることと無関係ではないのではないか。そこで、我々は国政だけではなく地域の政治に焦点をあて、地域社会の改善や発展に積極的に関わろうとする主権者の育成を目標とするプロジェクトに取り組むことにした。

③は、プログラムを開発するだけでなく、それを継続的に実践することができる体制やシステムの構築をも目指すという意味である。優れたプログラムが開発されても、それが現状に合っていなければ実施はされない。特に、これまでの学校教育は、政治的中立性の確保の観点から、現実的な政策論争を授業に持ち込むことや、まして、学校外の機関と連携をして政治教育に取り組むことに対しては消極的であった。

そのような、政治教育を取り巻く現実的な課題を克服し、開発された主権者教育プログラムが継続的に実施体制やシステムとはどのようなものかを明らかにし、それを実践し改善していくことをプログラムの中心的な課題としたのである。

このプロジェクトが始まるとともに18歳選挙権が話題になり始め、実現も近いと言われている。学校教育における主権者の育成は、これまで以上に重視されるようになるだろう。これまでは、将来、より良い選択ができるようになるために政治を学習する必要があると言われてきた子どもたちが、まさに、明日の選挙のために政治を学ばなければならなくなるのだ。学校や教師はもちろんのこと、地域社会全体で18歳選挙権に向けた主権者教育の充実に向けて取り組まなければならない。

新たな主権者教育プロジェクトでは、主権者教育の発展のためのそのような学校と地域社会、教師と市民の連携を構築するための支援を研究者が行う方法を探ることも目指している。

■ プロジェクト1年目の成果

2014年度からスタートした主権者教育研究プロジェクトの1年目の成果として、松本市において大学生を対象とする主権者教育ワークショップを開催した。このワークショップには、地元の信州大学に加えて、東京学芸大学と岡山大学という3大学の学生が参加をし、松本市の地域的課題を解決しまちの将来像を構想する活動に取り組んだ。地元の大学生だけではなく異なる2つの大学の学生が参加することで、多様な価値観を持つ者同士が集まって課題を解決するという、グローバル化が一層進展したこれからの日本社会の姿を想定した状況を作り上げようとしたのだ。

大型商業施設の市中心部への進出という状況をふまえて、国宝松本城をもつ歴史と伝統のまちでもある松本市の将来をどのように描くかについて、3大学の学生たちはグループに分かれて話し合った。

松本市と共通する点もあれば異なる点もある



場所に住む2大学の学生たちは、地元の信州大学の学生の意見を聴きつつ、自分自身の問題であるかのように真剣に考えた。最終的には、各グループが考えた案を発表したうえで、将来を決定する投票を行った。

昨年の松山でのワークショップの構成を活かしつつも、提案したプランを全体で話し合い吟味する段階を重視したプログラムにした今回の取り組みは、全国紙でも取り上げられ大きな反響を呼んだ⁴⁾。

このプロジェクトは、今年度を含めてあと3年間継続する。2017年度にプロジェクトが完結した際には、再び本誌において成果報告をする機会をいただけるように、今後もメンバーとともにしっかりと取り組んでいきたいと考えている。

*

1年以上にわたり連載をお読みいただいた読者の皆様には、心から感謝を申し上げます。また、貴重な機会をいただいた(公財)明るい選挙推進協会の方にも厚くお礼を申し上げます。18歳選挙権の実現が、主権者教育の充実に関心を集まるきっかけとなることを願って連載を締めくくりたい。

【注】

- 1) 本プロジェクトの成果については、例えば下記の文献をご参照下さい。
桑原敏典ほか「小中高一貫有権者教育プログラム開発の方法(1)―「選挙」をテーマとする小学校社会科の単元の開発を通して―」『岡山大学教師教育開発センター紀要』第5号、2015年、pp.93-100。
- 2) この点については、『常時啓発事業のあり方等研究会最終報告書』2011年を参考にした。
- 3) 前号の連載で紹介した松山でのワークショップで実施。
- 4) 毎日新聞2015年3月17日(火)朝刊。

投票をカッコよくする100のアイデア 共創ワークショップ



若者が「投票に行くことはカッコいい」と思えるようなキャッチコピーを考えるワークショップが、3月25日、総務省・明るい選挙推進協会・東京大学教養学部「ブランドデザインスタジオ」の主催で、東京大学（駒場）を会場に開催されました。

◆ アイドルグループも参加

ワークショップは、若者選挙ネットワーク（若者の選挙啓発グループ同士が相互に連携・交流をするために、2014年12月に設立。2015年3月現在で、全国32の団体が所属）のメンバーや学生など約50人が参加。午前10時から昼食をはさみ午後5時頃まで、1日かけて熱心に行われました。

午前の部では、「最も印象に残っている選挙体験」「選挙の良いところ悪いところ」「若者が選挙に行かない理由」の3テーマについて、テーマごとに席替えをして話す相手を変え、多くの参加者と話すことができるワールドカフェが行われました。

主催者から大切なこととして「相手の話に耳を傾ける」「1人の人だけが話さないようにする」「会話を楽しむ」などが始めに示され、話し合いが始まりました。意見交換は活発で、ときに笑い声も起こるリラックスした和やかな雰囲気の中で行われました。

ゲストとしてアイドルグループ「アップアップガールズ（仮）」の7人も話し合いに参加、会場を盛り上げました。メンバーの仙石みなみさんは「政治は難しいもの、遠い存在と思っていましたが、このディスカッションで、身近な存在であることを知りました」と話してくれました。さらにブログでは「大学生のみなさんと真剣に楽しくお話できてすごくいい体験でした！選挙について、若者ももっと積極的にならなければ!! もっともっと、同世代で

も話し合ったりしたいな」とも語っています。

参加した京都市右京区学生選挙サポーターのメンバーは、Facebookで「『投票所の雰囲気が暗くて行きにくいので、BGMを流したりオシャレな飾り付けをしたらどうか』という若者らしい案が出るなど、選挙について前向きな姿勢も見える充実したグループワークになりました」と語っています。

◆ ゲストスピーチ

午後のワークは、参加者より少し年上の若者やクリエイターなどのゲストから、キャッチコピーを考える上で刺激となるスピーチをいただくコーナーからスタートしました。ゲストは、若者と政治をつなぐ活動を展開しているNPO法人YouthCreate代表の原田謙介さん、身近な食をきっかけに政治や社会問題について考える月刊誌「食べる政治」を刊行している増沢諒さん、「劇団東京フェスティバル」を主宰し放送作家・脚本家として活躍されている、きたむらけんじさん、の3人。「人を動かす、魅了させる言葉づくり」について、それぞれお話をいただきました。

* 原田謙介さんの話

「貴方が自信をもって発信できるか」私は「投票することを『当たり前のこと』『カッコいいこと』としたい」という思いから、学生時代から活動してきました。

最初に若者をめぐる最近の選挙事情



から。2014年衆院選での20～24歳の投票率は29.72%と全世代で初めて30%を切ったのに対して、最も高い投票率だった70～74歳は70%を超えるなど、若者の投票率は高齢者のほぼ半分となっています。少子化で若者人口が少ない上にこれほど投票率が低いままだと、若者が損をするし、次の世代への負担が増していきます。

では今の若者は政治や社会に関心がないのかというと、そんなことはありません。世界の若者へのアンケート調査（内閣府発表）での「自国のために役に立つと思うようなことをしたいか」の問いに日本は54%が「はい」と答え調査国の中で一番高いのですが、「私の参加により、社会現象を少し変えられるかもしれないと思うか」との問いには日本は「はい」が30%と一番低い数字になってしまいます。また、国内の若者アンケート（20代）でも、「政治に関心がある」と答えた人は60～70%ですが、「投票に行く」と答えた人は30～40%しかいません。社会貢献や政治には関心はあるが、実際の行動につながらない若者像が見てとれます。

さて今日のワーク、まず「誰を言葉で動かすか」です。当然、若者が対象ですが、若者といっても極めて多様ですから、若者のどの層をターゲットとして訴えるかを考える必要があります。

次に「言葉に何を込めるのか」。人は「楽しさ・悔しさ」「成長・やりがい」「ルーティン・習慣」などによって動き、また「共感・身近さ」「関係性、背景」「変化、意外性」などがあれば相手に伝わりやすい、とされています。例えば、昔「そうだ、京都に行こう!」というCMコピーがありました。それを、私にとってなじみの国であるヨルダンに変えて「そうだ、ヨルダンに行こう!」としたとき、共感は得られるでしょうか。そこには、ヨルダンの具体的イメージの有無が関わってきます。

選挙・投票についての若者の意識「大事そうだけど関係ない」「めんどくさい、優先順位が低い」をどう変えていくのか。言葉は「誰が」発信するのも重要で、貴方が「自信をもって発信できる」「感情とともに伝えられる」コピーをつくれるにかかっています。

*増沢諒さんの話「ワクワク感を大切に」

私は、ITベンチャー企業での勤務を経て、ネット選挙が解禁になったことで「ネットと政治・選挙」に関心を持ち、現在、大学院でこのテーマを研究

しています。この間、ネットを使って政治に関心を持ってもらう企画を様々な行ってきました。例えば、2013年の参院選では、SNS上に投票日を相互に呼びかけ合うWebサービス「FIRST STEP」を立ち上げ、2週間で5千人を超える参加者がありました。2014年の東京都知事選では、ある候補者のマニフェスト作成担当として、3万件のツイートから120の政策を作成することに関わりました。

ただ、ネット上だと「クリックして終わり」ということに限界を感じ、「身近か」「楽しい」「体感できる」ものをとすることで、『食べる政治』という雑誌を昨年から発行しています。身近な題材を視覚的にとりあげ、付録として実際の食材を付け、「食べ物」という極めて身近なものから政治につなげていくことを目指しています。例えば、ジビエの特集では鹿やイノシシなどによる農業被害を考えるとともにジビエ料理を付録としました。

さて、これから皆さんはキャッチコピーを考えるのですが、私は「なぜ投票に行かなければならないのか」という疑問に答える内容がないと、いくらきれいでおもしろい言葉でも、実際の投票行動には結びつかないと思います。私は、政権交代した2009年の衆院選時にある候補者の選挙運動を手伝った際の「ワクワク感」を今後も大切にしていきたい。政治はダイレクトに将来を考えることですから、政治や選挙は「楽しいこと、ワクワクすること」だと思っていますので、この点をこれからも訴えていきたい。

最後に、前の会社での経験ですが、企画を立てる時は、「誰のために」「何のために」を考えろと言われてきました。キャッチコピーを考える際に、参考にしてください。

*きたむらけんじさんの話「不謹慎さが必要」

私は、放送作家、脚本家、演出家として活動しています。放送作家としては、FMラジオ・J-WAVEのJAM THE WORLDやTOKYO MORNING RADIOなどを担当しています。また、特定の劇団員がいない東京フェスティバルという劇団も主宰しています。

これから皆さんが考えるキャッチコピーは、よりリアルなものでないと、投票行動を起こすところまではいかないと思うのです。また、キャッチ





コピーを考える上で、言葉の意味を突き詰めることが大切です。

その参考に、私が最近手がけた舞台のキャッチコピーを紹介します。いずれも舞台を見に来てほしいということからつくりました。

刑務所の中だけで流れるラジオ番組を舞台にした『Code (コード)』では「その声は、塀の中」、知的障がい者の雇用率が70%の会社の雇用問題を描いた『幸福な職場』は「この職場には、幸せがつまっている」でした。

選挙をテーマにした舞台『テレビが一番つまらなくなる日』(国政選挙の日は選挙特番があるため、レギュラー番組を見ることができないことからネーミングしました)は「誰でもいいと思っていた。恋も、仕事も、政治家も…」、落ち目の政治プランナーと政治家の話『二人芝居』では「バジク〜だ〜さ〜い」でした。

良いコピーとは、感情に訴えるとともに、行動を起こさせる力がなくてはなりません。その実践として私は、嫌がる子どもの歯磨きの時に「バイキンマンをやっつけよう」と言うのです。すると、子どもは嫌がらずに歯磨きをさせてくれます。

私の担当しているラジオ番組でも、選挙が近づくと「選挙に行きましょう」と訴えるのですが、そもそも選挙に関心がない人はこの番組を聞かないのです。それは、選挙公報も同じです。政治や選挙に関心のない人にどう「選挙はおもしろいかも」と思わせるか。私はそれを、演劇を通して訴えようと思っています。選挙に関心はないが演劇には興味がある人がいるからです。

今までのキャッチコピーでは届かなかった選挙に行かない層にどう訴えるか。そのためには、これまでのまじめ一辺倒とは違う、ある種の「不まじめさ」「不謹慎さ」を持ったコピーが必要ではないかと思っています。

◆ 若者を動かす言葉とは

ゲストの話聞いたあと、既存のキャッチコピーを「若者を動かす言葉・動かさない言葉」に仕分けしていく中で、現代の若者を動かす言葉とはどんなものかを探求するワークを行いました。各チームにCMなどでおなじみのキャッチコピー100(各チームまったく同じもの)を配布。これを、若者を

「動かす言葉」と「動かさない言葉」に分け、その理由や動機を付せんに書き込み、貼り付けていきます。耳慣れたコピーでも、どうして心が動くのか、動かないかを考えることにより、言葉への感性を磨いていきます。

続いて、これまでのワークで得た気づきをベースに、実際に若者が投票に行きたくなるようなキャッチコピーを考え、コンセプトを抽出するブレイン・ストーミングです。付せんにキャッチコピーを書き出し、「なぜそのコピーが人を動かすのか、動かさないのか」について、共通する理由や視点の良さなどを考えて、見出しを付けていきます。

いよいよ発想したアイデアをベースに、個人で言葉を精緻化しキャッチコピーを練り上げ、色紙に書きます。時間は30分。考え抜いたキャッチコピー93作品がボードに張り付けられていきます。

最後に、参加者全員が自分のチーム以外で優秀と思う作品1点を投票し、優秀作品を選びました。その結果選ばれた最優秀コピーは、10票を集めた「面倒だから行かなかった。後で面倒なことになった」でした。最優秀作品を含め上位のキャッチコピーは、総務省がFacebook用のスタンプを作成し、ネット上で拡散を図っています。

参加者からは、「今回のワークショップでは、政治や選挙に関心がある人だけではなく、あまりない人、アイドル(!)など様々な方がいて、その中で意見交換できたのが印象的でした。真面目に、しかし楽しく活動ができて、とても有意義な時間になりました」(TCUE 投票ファクトリー、Facebook)との感想が寄せられました。



スタンプ

■ 選挙啓発事務担当者研修会を開催しました

協会では、6月5日に国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区)において、都道府県・指定都市選挙管理委員会の啓発事務担当者を対象とする研修会を開催し、約90人が参加しました。プログラムのテーマは「18歳選挙権の実現」とし、まず元高校教師である藤井剛明治大学特任教授に「18歳選挙権に向けた取組み－高校の現状から考える－」と題した講演をいただいたあと、松山市選管から高校生も対象とした啓発事業「選挙クルー・プロジェクト」について、千葉市選管から高校生の選挙事務協力について、岩手県選管から高校での選挙出前授業について、事例を発表していただきました。また、総務省および協会から27年度の事業を説明しました。

■ 今年度のフォーラム開催地一覧

今年度の協会主催のブロック別フォーラムを、下記のとおり開催いたします。

	地域コミュニティフォーラム	若者リーダーフォーラム
北海道・東北	12月上旬 宮城県	10月3・4日 福島県
関東甲信越静岡	11月上旬 群馬県	8月～9月 新潟県
東海・北陸	8月28日 岐阜県	8月～9月 京都府
近畿	10月上旬 兵庫県	
中国	9月10・11日 岡山県	8月～9月 香川県
四国	10月中下旬 香川県	
九州	11月24・25日 大分県	8月～9月 長崎県

開催日、会場、参加者募集については、協会ホームページに後日掲載いたします。なお、今年度から若者リーダーフォーラムの参加対象者を高校生からといたしました。参加を希望される方は、各都道府県・指定都市選挙管理委員会にお問い合わせください。

■ 春の褒章受章者

平成27年春の褒章で、明るい選挙推進運動に長年尽力されてこられた方々が、藍綬褒章を授与されました。

氏名	職名
矢野 照子	東京都江東区明るい選挙推進協議会委員
宮城 功	東京都葛飾区明るい選挙推進委員
石川 利男	神奈川県南足柄市明るい選挙推進協議会常任理事
岡田 一文	兵庫県明石市明るい選挙推進協議会副会長
出垣 眞智子	奈良県生駒市明るい選挙推進協会副会長

■ 明るい選挙推進優良活動表彰

協会では、明るい選挙の推進に取り組む活動で、他の模範とするにふさわしい活動を優良活動として表彰しています。被表彰団体を応募形式で募集し、その条件は、明るい選挙推進協議会のほか、自治会、婦人会、NPO法人、その他の団体で、明るい選挙の推進に取り組んでいる団体であることです。10月31日まで募集していますので、奮ってのご応募をお願いします。

詳しくは協会ホームページをご覧ください。

■ 寄附のお願い

協会では、明るい選挙の推進のため、皆様のご支援をお願いしております。当協会へご寄附をいただいた場合には、税制面の優遇措置が受けられます。

詳細・お申し込みは協会ホームページをご覧ください。

表紙ポスターの紹介

◆平成26年度明るい選挙啓発ポスターコンクール
文部科学大臣・総務大臣賞作品

谷口 茉京さん 和歌山市立和歌山高等学校2年(受賞当時)

ひがしら まきひと
東良 雅人 文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官
ことわざにある「親の背中を見て子は育つ」を彷彿とさせる、見る人に多くのことを考えさせる作品です。上から見下ろすような表現が、より、描かれている親子の関係と選挙の大切さを強調しています。

編集後記

- 特集テーマは「教育の政治的中立性を考える」です。来夏に実施される参議院議員通常選挙から、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることが確実視されています。それにともない高校での主権者教育・政治教育の充実が求められています。現在行われている授業の内容から一歩踏み込み、現実の政治課題や実際の選挙などを題材に、模擬投票や話し合いなどの手法を用いて学ぶことが効果的であると言われていますが、そのネックとなるのが政治的中立性です。どのような題材を取り上げているのか、どのように教えるのか、教育現場では困惑が広がっているようです。6人の識者に方向性を示唆していただきました。期せずして、田中愛治・早稲田大学教授の巻頭言も、この問題を取り上げています。
- 桑原岡山大学教授らによる「小中高一貫有権者教育プログラム研究開発」の紹介は、今回が最終回です。小学校、中学校、高校全体として、どのような主権者教育を行えばいいのか、具体的プログラムを提示していただきました。

- た。この研究を土台に、地域の担い手づくりに重点をおいた新しい主権者教育プログラムの研究が進められています。
- 昨年11月に文部科学省が行った中央教育審議会への諮問で、「アクティブラーニング」が大きく取り上げられ、教育界で関心が非常に高まっています。主権者教育の面からも然りです。アクティブとは「身体を動かして」学ぶことではなく、「能動的」に学生や生徒が学ぶことです。本号から6回連載の予定で、教育ジャーナリストの友野伸一郎さんに紹介していただきます。
- 海外の選挙事情は、5月に行われたイギリス総選挙を取り上げました。予測では保守党と労働党の2大政党が伸び悩み、代わって地域政党と右翼政党が躍進し、伝統の2大政党制が終焉するのではないかとさえ言われましたが、保守党が単独過半数を獲得しました。意外な結果に、英国世論調査協会がその原因を探る調査を行う、と報じられています。

編集・発行 ●公益財団法人 明るい選挙推進協会

〒102-0082 東京都千代田区一番町13-3 ラウンドクロス一番町7階 TEL03-6380-9891 FAX03-5215-6780
〈ホームページ〉<http://www.akaruisenkyo.or.jp/> 〈フェイスブック〉<https://www.facebook.com/akaruisenkyo>
〈メールアドレス〉akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp 〈ツイッター〉<https://twitter.com/Akaruisenkyo>

編集協力 ●株式会社 公職研



宝くじは、
みなさまの
豊かな暮らしに
役立っています。

宝くじは、図書館や動物園、学校や公園の
整備をはじめ、少子高齢化対策や災害に
強い街づくりまで、さまざまな
かたちで、みなさまの
暮らしに役立っています。

一般財団法人 日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や
公益法人等が行う社会に貢献する事業への助成を行っています。



一般財団法人

日本宝くじ協会

ホームページ

<http://jla-takarakuji.or.jp/>

